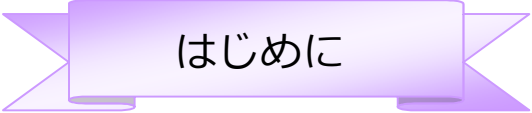


尼崎市

パートナーシップ・ファミリーシップ

宣誓制度の手引き

尼崎市



はじめに

尼崎市では、「まちづくり基本計画」を策定し、平成30年からスタートした「後期まちづくり基本計画」では、「互いの人権を尊重し、ともに生きるまち」を施策の展開方向に掲げ、自分らしく生き、その個性と能力を十分に発揮できるまちを目指しています。

また、第4次尼崎市男女共同参画計画においても、「性の多様性を前提としジェンダー平等な社会をめざそう」を副題に掲げ、性の多様性を尊重し、理解を深めるための取組を行っています。

その取組の一環として、「人権文化のいきづくまち・あまがさき」のさらなる実現を目指し、性的マイノリティの方々や、様々な事情により婚姻の届け出は可能であるものの、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできない方々の生きづらさや困難の解消を図るため、パートナーシップを形成しようとするお二人と、その子や親等を含め、互いに家族として尊重し、日常生活において相互に継続的に協力し合うことについて宣誓したことに対して、宣誓書受領証を交付する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を実施しています。

制度導入により、市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに多様な価値観や生き方を認め合いながら暮らしやすいと実感することができるまちの実現を目指します。



目次

1	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について	1
2	パートナーシップとは	1
3	ファミリーシップとは	1
4	宣誓することができる方	2
5	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の流れ	4
6	宣誓に必要な書類	5
7	受領証の再交付を希望するとき	7
8	宣誓内容を変更したとき	7
9	受領証を返還するとき	7
10	他の自治体で既に宣誓していえる方が転入した時	8
11	Q&A	9

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

この制度は、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約束した二人に対して、市がパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。

二人のほかに、生計を同一とする子、親、その他近親者がいる場合で、希望する場合は、宣誓書受領証裏面に子や親等の近親者の名前・続柄を記載することができます。

法的な効力を有するものではありませんが、同制度の導入により、市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに多様な価値観や生き方を認め合いながら暮らしやすいと実感することができるまちの実現を目指すものです。

2 パートナーシップとは

ここでいう「パートナーシップ」とは、互いに人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約束した関係をいいます。

性的マイノリティの方に限らず、婚姻の届出は可能であるものの、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできない方々も対象です。

3 ファミリーシップとは

ここでいう「ファミリーシップ」とは、パートナーシップ関係にある者及びその生計同一近親者（パートナーシップの関係にある者の一方又は双方と生計を一にする子（養子を含む。以下同じ。）、親（養親及びその配偶者を含む。）、その他近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）をいう。）が、互いに家族として尊重し、日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約したものをいいます。

4 宣誓することができる方

◆パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 双方が宣誓の当日に成人（18歳以上）であること
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方同士が婚姻の届出をしていないこと。
- (4) 双方が宣誓しようとする相手以外の者と婚姻の届出（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の関係にあるものを含む）をしておらず、かつ、パートナーシップを形成していないこと。
- (5) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

※民法の規定により、以下の関係にある人と宣誓をすることはできません。

《直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係》

直系血族…祖父母、父母、子、孫等

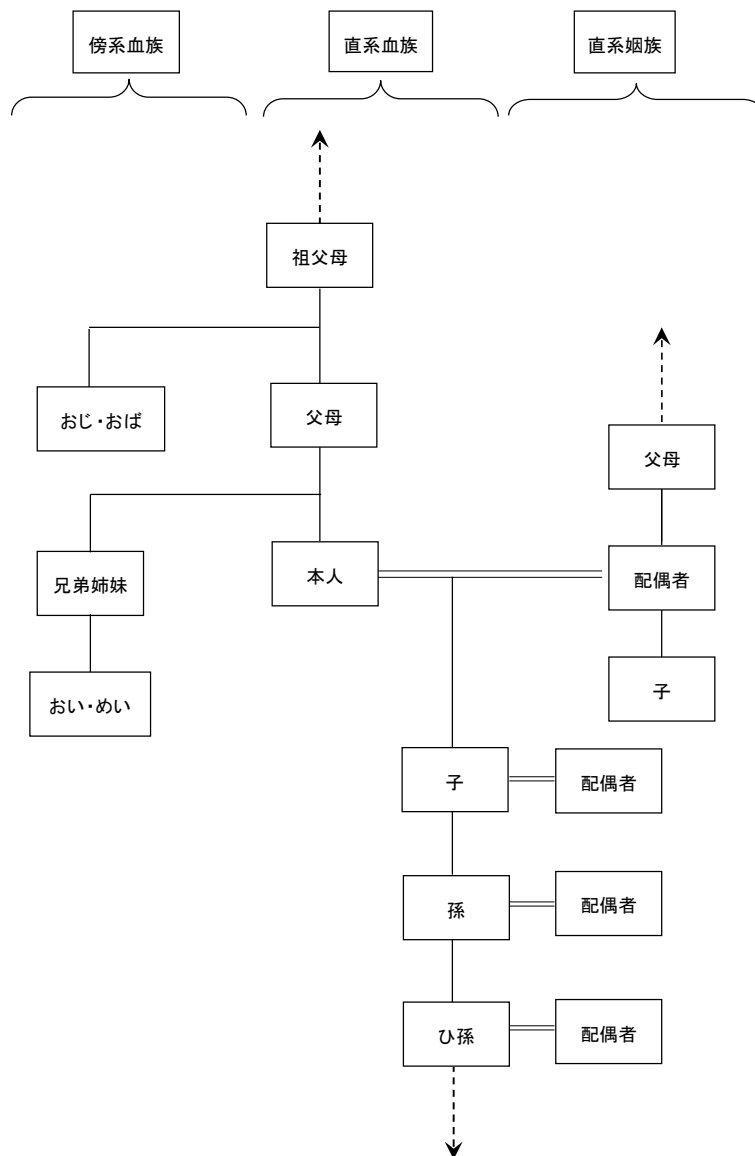
三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

(次ページの図を参照)

※ただし、宣誓者同士がパートナーシップ関係に基づく養子と養親の関係にある場合を除きます。

パートナーシップの宣誓をすることができない者（近親者）



◆ パートナーの子や親等を含めて宣誓を希望する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

○ パートナーシップ関係にある者の子（養子を含む）、親（養親及びその配偶者を含む）、その他近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）であり、生計が同一であることを確認できること（生計同一近親者）

○ 生計同一近親者が15歳以上の場合は、本人の同意があること

5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の流れ

宣誓から宣誓書受領証の交付までの主な流れは次のとおりです。

(1) 窓口または郵送で事前書類審査

証明書の交付日にお待ちいただく時間を最小限にするために、必要書類をダイバーシティ推進課へご持参または郵送でお送りいただき、予め審査内容を確認します。

審査が終了次第、ご連絡し、宣誓書受領証の交付日時を調整します。

★ 事前書類審査

1週間程度かかります。書類に不備等があれば、さらに時間がかかりますので、宣誓書受領証の交付日にご希望がある場合は、早めに事前審査を行ってください。

★ 宣誓書受領証の交付日時

提出書類に不備がある場合や他の予約状況等により、希望日時に沿えない場合がありますので、希望日時は複数お考えください。

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付

予約したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付日時にお二人そろってお越しいただき、宣誓書受領証にお名前をご記入ください。

代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しください（ファミリーシップを宣誓される場合は、生計同一近親者の方はお越しいただく必要はありません）。

★ 交付書類

○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号）

○受領印を押印した「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」の写し（希望する場合のみ）

※ファミリーシップ宣誓を行った場合で、生計同一近親者への受領証の交付をご希望の場合は、お申し出ください。

6 宣誓に必要な書類

宣誓に必要な書類は次のものとなります。

(1) 事前書類審査のときに必要なもの

次の3種類の書類をダイバーシティ推進課までご持参いただくか、郵送でお送りください。

①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓確認書（様式第2号）

- ★必要事項を記入してください。
- ★代筆をお願いした場合は、代筆者（宣誓者以外の方）の方も記入してください。
- ★基本的に正本1通をご用意ください。
- ★日付欄に記入した日が宣誓日となります。

②現住所を確認できるもの

住民票の写し <3か月以内に発行されたもの>

※ファミリーシップの関係にある旨の宣誓を行う場合にあっては、生計同一近親者の住民票の提出も必要です。

- ★同一世帯の場合は、2人とも記載されているもの1通で結構です。
 - ★尼崎市に転入予定の場合は、転入することがわかる書類のご提示ください。
- なお、一方がすでに市内に居住されている場合は提出の必要はありません。
- 例：転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書

③独身であることを証明できるもの<3か月以内に発行されたもの>

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍証抄本）、独身証明書のいずれか。

- ★外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

1 通称名を使用する場合は、通称あてに届いた郵便物や社員証等の写し

◆ファミリーシップ宣誓をする場合

- ①生計同一近親者との関係が確認できる書類
- ②生計同一近親者が15歳以上の場合、本人が宣誓について同意していることを確認するため、様式第2号の確認事項の記載が必要。
- ③生計同一近親者と生計が同一であることを確認できる書類

【例】

①届出者と同一世帯の場合

ア：住民票の写し

※上記②で提出する書類で確認できる場合は、提出不要です。

②住民票により近親者と生計同一関係であることが確認できない場合

ア：健康保険等の被扶養者になっている場合

医療保険被保険者証等の写し（保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング（黒塗り等）してあること）

イ：給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合

給与簿又は賃金台帳等の写し

ウ：税法上の扶養親族になっている場合

源泉徴収票又は課税台帳等の写し

エ：定期的に送金がある場合

預金通帳（送金以外の部分は消してください）、振込明細書又は現金書留封筒等の写し

オ：病気療養・介護による別居の場合

入院・入所証明、入院・入所に係る領収書等の写しなど

（2）宣誓書受領証の交付のときに必要なもの

宣誓者双方の本人確認書類（戸籍法施行規則第11条の2）

★本人の顔写真が貼付されたものの場合は1点をご提示ください。

個人番号カード（通知書は不可）・旅券・運転免許証など、官公署が発行した免許証、許可証、資格証等。

★上記の書類がない場合はアから2点、またはアから1点とイから1点をご提示ください。

ア 保険証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険等の年金証書等

イ 写真付きの学生証、法人の発行した身分証明書等

★代筆者の方も本人確認が必要です。

7 受領証の再交付を希望するとき

宣誓書受領証を紛失、毀損・汚損し、再交付を希望する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）をご提出ください。

- ★パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号）を再交付します。
- ★受領証の裏面特記事項欄に「再交付： 年 月 日」と記入します。
- ★届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

8 宣誓内容を変更したとき

住所（市内転居）、名前を変更した場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容変更届（様式第5号）を宣誓書受領証、変更の事実が確認できる書類とともにご提出ください。

※ファミリーシップ宣誓された15歳以上の生計同一近親者は、変更届（様式第5号）の提出を行うことで、自分の氏名の削除を申し出ることができます。

- ★パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号）を再交付します。
- ★受領証の裏面特記事項欄に「変更届： 年 月 日」と記入します。
- ★届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

9 受領証を返還するとき

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）とともに宣誓書受領証を市に返還してください。

- ★パートナーシップを解消したとき。
 - ★いずれかが死亡したとき。
- ※子や親等を含めて宣誓している方で、パートナーが亡くなったが、生計同一近

親者との関係を示すために受領証を継続して保持したい場合は、宣誓内容の変更手続きを行ってください。新たなパートナーと宣誓することになった場合は、返還が必要です。

★双方が本市域外に転出するなど申請者の要件に該当しなくなったとき。

※ただし、下記の協定を締結している自治体へ転出する場合はこの限りでない。

10 他の自治体で既に宣誓している方が転入した場合

(1) 「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」の連携自治体から転入した場合

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第7号）とともに次の書類を転入自治体へご提出ください。

★①継続申告書（様式第7号） ②住民票の写し ③連携自治体受領証

※独身証明書、戸籍謄本、戸籍抄本を改めて提出する必要はありません。

※自治体によって受けられる行政サービスが異なります。

★ファミリーシップ宣誓も行う場合は、以下の確認書類も必要

・ファミリーシップ宣誓の対象となる生計同一近親者の住民票の写し（上記②の書類で確認できる場合は、提出不要）

・戸籍全部事項証明書（外国籍の方は大使館等で発行される家族関係証明書など）

(2) (1)以外の場合

〇〇ページ「宣誓に必要な書類」をご参照いただき、〇〇ページ「宣誓の流れ」に沿って、お手続きをお願いいたします。

11 Q&A

Q なぜ尼崎市でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入するのですか？

A 性的マイノリティの方々や、婚姻の届け出は可能であるものの、様々な事情により婚姻の届け出をしない、あるいはできない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、制度導入により、市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに多様な価値観や生き方を認め合いながら暮らしやすいと実感することができるまちを実現するために導入するものです。

Q パートナーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

A 結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A 個室での対応も可能です。提出書類や、記載内容等の個人情報等は、必ず守られます。

Q パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の提出や、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の発行に費用はかかりません。（ただし、手続きに必要な書類の発行には手数料が必要です。）

Q パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、戸籍上の性別が同一でないとできないのですか。

A 戸籍上の性別が異性となるカップルであっても、性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方もいると考えられます。

そのような方々についてもパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が利用できるように、尼崎市では戸籍上の性別は限定しない取扱いとしています。

Q 届出することができるのは、同性同士のパートナーだけですか。

A 同性パートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず宣誓することができます。また、性的マイノリティに限らず、様々な事情により婚姻の届出をしない・できない方も宣誓できます。

Q 尼崎市民でないと宣誓できませんか？

A いずれか一方又は双方が尼崎市民か市内への転入を予定している方であれば宣誓は可能です。転入予定で宣誓した場合、尼崎市に転入することがわかるもの（転出証明書等）をご提示ください。

Q 外国籍の方もパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓できますか？

A 外国籍の方も、市民である、または市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの届出をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q 通称名を使用できますか？

A 使用できます。性別違和の人が使用している自認する性別にあった名や、外国籍の人が使用している日本名が該当します。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の裏面に戸籍上の名前を記入します。

Q パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証はすぐにもらえますか？

A すぐにお渡しできます。ただし、事前審査の時から住所等に変更が生じている場合、内容確認などに時間を要します。

Q 兵庫県のパートナーシップ制度の証明書を持っていますが、届出できますか。

A 県と市の両方で宣誓可能としております。

Q パートナーが亡くなりました。受領証は返還しなければなりませんか。

A パートナーが亡くなられたときは、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）」とともに受領証を市に返還してください。ただし、子や親等の近親者を含めて宣誓している方で、パートナーが亡くなったが、近親者との関係を示すために受領証を継続して保持したい場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）」の提出による、宣誓内容の変更手続きを行うことで、所持して頂くことができますので、ご相談ください。

Q パートナーが亡くなった後も、生計同一近親者との関係を示すために受領証を継続して保持していたが、新たなパートナーと宣誓することになった場合、引き続き受領証を継続して保持することはできますか。

A 宣誓することができる条件の一つとして、双方が宣誓しようとする相手方以外の者とパートナーシップを形成していないこととしているため、新たなパートナーと宣誓することになった場合、受領証を返還頂くことになります。

Q 受領証にはどのような効力や使い道がありますか？

A 受領証は、市の内部規定である要綱に基づく書類であり、法的な効力はありませんが、市の制度では、市営住宅の申込、民間サービスでは携帯電話の家族割、飛行機の家族で共有できるマイルの適用などへの活用が想定されます。当制度の導入をきっかけとして、民間サービスへのさらなる波及効果も期待されます（例：生命保険の受取人の適用、住宅ローンの適用など）。行政サービスの適用状況は、尼崎市ホームページ（ページ番号：1024422）でご確認ください。

Q 受領証に生計同一近親者の氏名や続柄を記載できるようにしたのはなぜですか。

A パートナーと協力して子育てをする場合や、親や障がいのある「きょうだい」等を見る場合、園への送迎や緊急医療、病院や介護施設等での面会や付き添いなどにおいて、困りごとが生じることが考えられます。このような場合に、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書」に子や親等の氏名の記載があれば、その者も含めた関係性を説明しやすくなることが期待されます。

Q 成りすましや偽装などの悪用はされませんか？

A 市が宣誓書を受理するとともに受領証を交付する際には、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

Q 家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすのではないですか？

A 当制度は、家族制度や婚姻制度に何らかの影響を与えたり、法の改正につながるものではなく、性の多様性を尊重し、お二人のパートナー関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止めるとともに、生きづらさの解消や改善につながっていくことを期待して導入するものです。

問い合わせ先

〒660－8501 尼崎市東七松町1－23－1

尼崎市役所 ダイバーシティ推進課（本庁中館7階）

TEL：06－6489－6658

FAX：06－6489－6661

Email:ama-danjo@city.amagasaki.hyogo.jp